

(なお下部の切手が逆貼りされているのは、差出す際に、許可されていないことを指摘されたことに対する、当局への不満の表われであらうか?)

多面的に考えて、関東大震災後間もない大正 12 年 12 月の静岡市。官製往復葉書の在庫が相当逼迫していたであろう状況も、現に使用された一因と考えられる。

それでは、当時なぜ私製往復葉書が許可されていなかったのでしょうか。考えられる理由としては、

- ①現に官製の往復葉書が発行・利用されており、あえて私製往復葉書の規則を制定する必要性がないと当局が考えていた。
- ②郵便を多用する会社などでは、許可されていない私製往復葉書を調整・使用した場合、第一種書状扱いの郵便料金が必要になる。返信部にも返信用の切手を貼付するなどしなければならない。結果的に官製の往復葉書よりも総合的に料金が高つくことになる。

私製往復葉書の使用を認めることになったのは、戦時中の昭和 19 年 4 月 1 日からである。(3 月 27 日付：運輸通信省令第二十一号、郵便規則第二十七条一項による)。昭和 19 年と言えば、日本の経済状況・社会情勢は相当厳しいものとなっており、郵便料金改正のほか、規則の改正、切手や葉書用紙の節約を図るため実施されたものと考えられる。

残念ながら返信部は切り取られているが、おそらく 1 銭 5 厘切手が貼付されていたか、あるいは無切手状態であったと思われる。

(日本郵楽会会員：西川 恵久)